

## 建設工事※における配置技術者等の取扱いについて

常滑市が発注する建設工事※に配置する主任技術者等は原則、下記のとおり取り扱いますので、各種工事を受注される際にはご留意ください。

※建設工事のほか草刈・清掃等及び建設工事に該当する工種の請負金額が500万円未満の工事（以下「軽微な工事等」という。）を含む。

1. 現場代理人は、常滑市建設工事請負契約約款第11条の規定により、工事現場に常駐する必要があることから、同工事の主任技術者等との兼務はできるが、他の工事の現場代理人及び主任技術者と兼務することはできない。

ただし、下記の場合は兼務することができる。

I. 請負金額4,000万円未満（建築一式は8,000万円未満）の工事（以下「専任を要しない工事」という。）に配置する現場代理人は次の工事等の現場代理人又は現場責任者と同時に1件に限り兼務することができる。

- ① 施工場所が市内（市以外の発注工事も含むが、市以外の工事の発注者も同様に現場代理人の兼務を認めている必要があります。）で既に受注している工事と新たに受注する工事の請負金額の合計が4,000万円未満となる工事に配置される現場代理人
- ② 施工場所が市内（市以外の発注工事も含むが、市以外の工事の発注者も同様に現場代理人の兼務を認めている必要があります。）で草刈等及び建設工事に該当する工種の請負金額が500万円未満の工事（以下「軽微な工事等」という。）の場合に配置可能な現場責任者

II. 密接な関連のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合（請負金額及び件数の制限はない）

※上記条件により兼務を認められた現場代理人は、当該工事の専任を求められない主任技術者を兼務することもできる。

※ [I] により兼務する場合は、安全管理をはじめとした工事現場の運営、取締りを適切に行なうとともに、監督員と常に携帯電話等で連絡がとれるものとし、監督員が現場の安全な運営取締りを指示した場合、工事現場に速やかに向かう等の対応を行なうものとする。

※ [I-①] により兼務する場合は、原則、同時に現場作業を行なわないこととし、作業中の現場に常駐するものとする。ただし、労働安全衛生法施行令第10条1から4に掲げる機械の使用又は通行規制を伴わない場合、受注後の自然的又は人為的な事象であって、緊急の対応が必要となる場合は、同時作業を可能とする。なお、同時作業を行なう場合、現場代理人はいずれかの現場に駐在するものとし、同時作業中の工事現場を1日1回以上の巡回を行なうものとする。

2. 主任技術者は、専任を要しない工事に配置する場合は、専任を要しない主任技術者または現場責任者との兼務ができる。

ただし、現場代理人と兼務している場合は、原則、他工事の主任技術者と兼務することはできない。

また、請負金額4,000万円以上（建築一式は8,000万円以上）の工事（以下「専任を要する工事」という。）に配置する場合は、原則、他工事の主任技術者等と兼務することはできないが、下記の場合は、兼務することができるものとする。

I. 下記の条件をすべて満たす場合は、同時に1件に限り兼務することができる。

- ① 一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事である（市内に限る）
- ② 工事現場の相互の間隔が10Km程度の近接した場所において施工する工事である（市内に限る）

※市以外の発注工事可。監理技術者の配置が必要な場合は原則適用不可。

II. 下記の条件をすべて満たす場合は、件数制限なく兼務することができる。

- ① 契約工期が重複する工事である
- ② 工事の対象となる工作物等に一体性が認められる
- ③ 全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ていること。

※市以外の発注工事可。監理技術者の配置が必要な場合でも適用可。

3. 営業所の専任技術者は、会社に常駐する必要があるため、現場代理人、主任技術者等と兼務することはできない。

ただし、下記の条件を満たす場合に限っては、専任を要しない工事に配置する主任技術者との兼務（件数制限なし）、または現場責任者（同一人の現場責任者と主任技術者も含む）との兼務（1件のみ）ができるものとする。

- I. 当該営業所で契約締結した建設工事である
- II. 当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場である
- III. 当該営業所と常時連絡が取れる状態である

4. 軽微な工事等は、設計図書において、現場代理人の配置を義務付けられた場合以外は、現場代理人に代わって現場責任者を配置できるものとする。

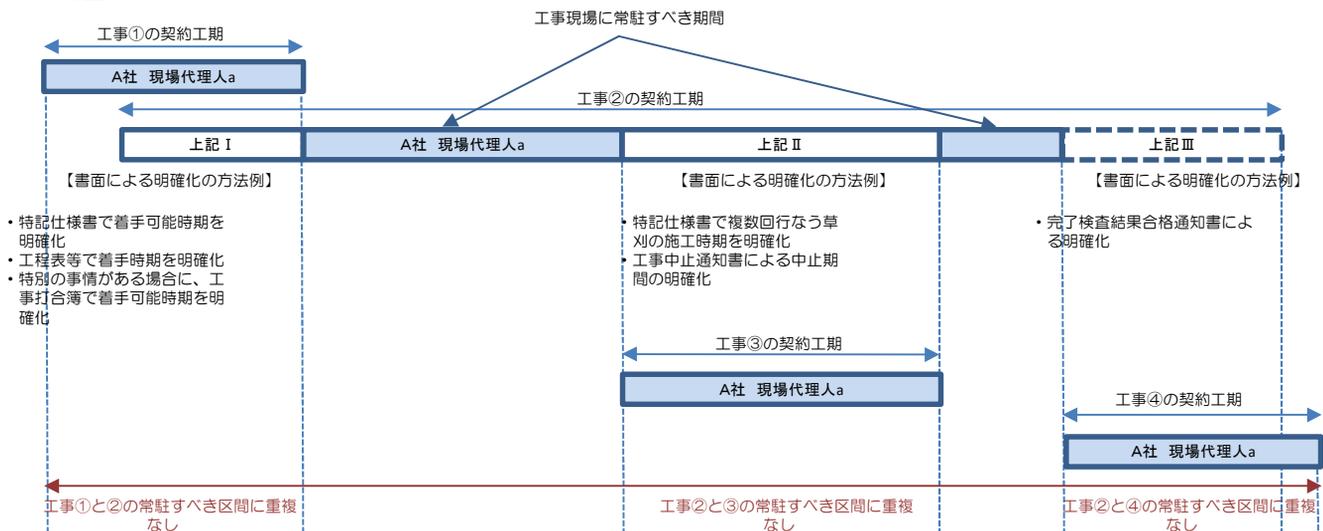
また、現場責任者は専任を要しない主任技術者または他の軽微な工事等の現場責任者と兼務することができる。

※1から4までの配置技術者等の配置可能パターンについては別紙1参照

5. 現場代理人は、常滑市建設工事請負契約約款第11条の規定により、工事現場に常駐する必要があるが、次に掲げる期間については工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない2以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

- I. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- II. 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生または埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- III. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

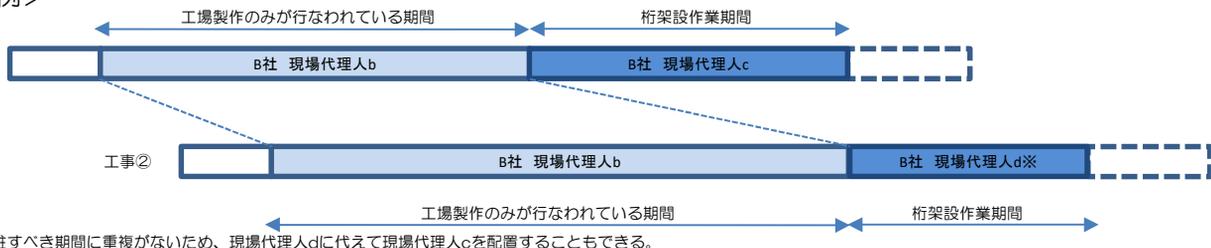
<配置例>



また、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間においては、同一工場地内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合、2以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

ただし、いずれの場合も発注者と建設業者の間で、これらの期間が設計図書もしくは打合せ簿等の書面により明確となっていることが必要である。

<配置例>



※専任が必要な工事に配置する主任技術者等も上記と同様な取扱いができる。

1～5に該当する場合であっても、設計図書等で兼務禁止等の指定がある場合又は現場管理等の不適切により兼務を解く指示があった場合は、それに従わなければならない。

6. 現場代理人又は専任を要する工事に配置する主任技術者等を兼務する場合については、下記のとおり書類を提出すること。

<新たに契約する工事>

現場代理人等通知書に兼務届（様式1又は様式4）、該当工事の関連性が把握できる工程表（様式3）及び施工連絡体制（任意様式）を添付して提出。

<既発注工事>

兼務届（様式2又は様式5）に該当工事の関連性が把握できる工程表（様式3）及び施工連絡体制（任意様式）を添付して提出。

※現場責任者同士の兼務、専任を要しない工事に配置する主任技術者どうしの兼務については届出を要しない。